埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金

埼玉県は、新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けている、県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた追加支援を行います。

○対　　象　新型コロナウイルス感染症の影響を受け、16日以上（５月12日から31日までの間）休業していた県内の中小企業・個人事業主
○支 給 額　１事業者につき10万円
○受付期間　６月１日(月)～７月17日(金)
○申請方法　電子申請を原則とします(郵送も可)。
詳細は、県ホームページをご確認ください。
http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/coronashientsuika.html

問合せ　中小企業等支援相談窓口　☎048-830-8291

医療受給者証の有効期間の延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和２年３月１日から令和３年２月28日までの間に有効期間が満了するかたについて、現在お持ちの受給者証の有効期間が自動で１年間延長されます。
詳細については、県からのお知らせやホームページなどをご確認ください。

指定難病について▶　**問合せ**　県疾病対策課　☎048-830-3562

小児慢性特定疾病について▶　**問合せ**　県健康長寿課　☎048-830-3561

ストップ！誤解、偏見、差別

感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。
法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭ったかたからの人権相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まず、相談してください。
▶法務大臣メッセージは、YouTube法務省チャンネルをご覧ください。

法務省チャンネル